

2022年12月5日

内閣総理大臣  
岸田 文雄 様

## 身体障害者補助犬の育成と普及に関する要請書

本年は「身体障害者補助犬法」が、政党の枠を超え、全会一致での成立を見てから20年目を迎える節目の年となります。盲導犬、介助犬、聴導犬の総称である身体障害者補助犬は、障害者の自立と社会参加のための「生きた自助具」として、法の下に一定の社会的認知と育成普及が進んでまいりました。その一方で、今もって補助犬使用者の社会参加において、補助犬同伴における受け入れ拒否が少なからずあることが報告されています。飲食店や遊戯施設に留まらず、日常生活の中で必須となる、医療機関や、住宅への入居、就労における補助犬同伴の受け入れ拒否は、補助犬使用者の自立と社会参加の大きな制限となっています。

障害者差別解消法および、身体障害者補助犬法の立法趣旨を生かし、更なる普及活動と社会的認知の向上に取り組んでいただきたく、以下に要請いたします。

### 記

#### 1. 補助犬法を、広く社会に認知していただけるよう、更なる啓発施策を拡充してください

国民の半数以上が、補助犬法の存在すら知らないと言う調査報告もあがってきています。補助犬使用者が自由な社会活動を実現させるため、国民への補助犬法の周知施策をさらに充実し、特に学習指導要領に盛り込むなど、学校教育のなかで子どもたちが補助犬の役割や法律について学べるようにして下さい。

#### 2. 補助犬育成費用や補助犬医療費などの助成制度を拡充して下さい

補助犬育成費用や補助犬医療費等の助成は、自治体によって金額や数に差があるだけでなく、制度自体がないところもあります。全国の障害者が、平等に補助犬との生活を送るために、補助犬への助成制度を全国へ拡充して下さい。

#### 3. 同伴拒否に対する施策を検討してください

補助犬の同伴を拒否することは、ユーザーである障害者を拒否しているのと同じです。補助犬法を理解しながら、同伴を拒否する例もあります。悪質な同伴拒否に対し、法の下により強い指導と改善を促すための現実的な施策を検討してください。

以上

全日本盲導犬使用者の会 会長 山本誠  
日本介助犬使用者の会 会長 木村佳友  
日本聴導犬パートナーの会 代表 安藤美紀